

令和5年5月宇治市議会臨時会

条例改正議案の新旧対照表

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 28 号	専決処分の承認を求めるについて	宇治市市税条例	1

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第37条 (略) (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)	第1条～第37条 (略) (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)
第38条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による _____納入書によつて納入しなければならない。	第38条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2 様式による納入書により 納入しなければならない。
第39条～第43条の6 (略) (法人の市民税の申告納付)	第39条～第43条の6 (略) (法人の市民税の申告納付)
第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書 _____ により納付しなければならない。	第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。
2～4 (略)	2～4 (略)
5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項に規定する申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納	5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項に規定する申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による<u>納付書</u>により納付しなければならない。</p> <p>6~16 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第45条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による<u>納付書</u>により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算し</p>	<p>期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第2号の4の2様式による<u>納付書</u>により納付しなければならない。</p> <p>6~16 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第45条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による<u>納付書</u>により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算し</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
た金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3・4 (略) 第46条～第104条 (略) (たばこ税の申告納付の手続) 第105条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第103条第1項の規定により免除を受けようとする場合には同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合には同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書 _____により納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第103条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。	た金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3・4 (略) 第46条～第104条 (略) (たばこ税の申告納付の手続) 第105条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第103条第1項の規定により免除を受けようとする場合には同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合には同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第103条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
2～4 (略)	2～4 (略)
5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第	5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第108条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書 _____によつて納付しなければならない。</p> <p>第106条～第107条の2 (略)</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第108条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書 _____によつて納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第109条～第145条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条の2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定</p>	<p>1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第108条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>第106条～第107条の2 (略)</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第108条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第109条～第145条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条の2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>」とする。</p> <p>第8条の2 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第16項まで、第18項、第20項、第25項</u>若しくは<u>第32項から第34項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは、「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」とする。</p> <p>第8条の2 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第15項まで、第17項、第19項、第24項</u>若しくは<u>第31項から第33項</u>まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは、「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第8条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第15項の条例で定める割合は、5分の3とする。ただし、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備に係る同号の条例で定め</p>	<p>第8条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第14項の条例で定める割合は、5分の3とする。ただし、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備に係る同号の条例で定め</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
る割合は、3分の2とする。	る割合は、3分の2とする。
6 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。	6 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
7 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。	7 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
8 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。	8 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
9 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。	10 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
11 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	13 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
14 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第28項の条例で定める割合は、3分の2とする。
15 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、2分の1とする。	15 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、2分の1とする。
16 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。	16 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の2とする。

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
17 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、3分の1とする。	17 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、3分の1とする。
18 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、4分の3とする。	18 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、4分の3とする。
19 (略)	19 (略)
20 <u>法附則第64条の条例で定める割合は、0とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(削る。) (新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第8条の4 (略)	第8条の4 (略)
2~10 (略)	2~10 (略)
11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)~(4) (略) (5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略)	11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)~(4) (略) (5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略)

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>12 (略)</p> <p>第9条～第21条の6 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第21条の7 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>12 (略)</p> <p>第9条～第21条の6 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第21条の7 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」</p>	(削る。)

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案															
<p>という。)のうち三輪以上のものに対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>第2号ア(ウ)a</td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr> <td></td><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr> <td>第2号ア(ウ)b</td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円		10,800円	5,400円	第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円														
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円														
	10,800円	5,400円														
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円														
	5,000円	2,500円														
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>第2号ア(ウ)a</td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円		10,800円	8,100円	(削る。)						
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円														
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円														
	10,800円	8,100円														

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案						
<table border="1"> <tr> <td>第2号ア(ウ)b</td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr> </table>	第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円		5,000円	3,800円	
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円					
	5,000円	3,800円					
5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(削る。)						
6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(削る。)						
7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車 (営業用の乗用のものに限る。)に対する第89	3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第89						

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第21条の8 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の</p>	<p>条の規定の適用については_____、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第89条の規定の適用については_____、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第21条の8 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。	軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
2・3 (略)	2・3 (略)
第22条～第30条 (略)	第22条～第30条 (略)